

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					農業委員会土地調整に関する事務	農業委員会	事務局	藤原佳芳里
管理No.		0876-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
5-1-6 農地等の利用の最適化の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内農地所有者
	受益者	町内農地耕作者
意図	農地等の権利設定及び転用許可等に関する管理の適正な指導により、耕作地の保全と農用地の有効利用の促進を図る。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 農地の貸借や転用等にかかる事務 農地パトロールの実施 遊休農地及び違反転用農地の関係者に対する指導 人・農地プランの実質化 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	農地法に基づき、所有権移転、賃貸借権設定及び転用の許可等、並びに農地パトロールを実施することにより、優良農地を確保することとなっている。
成果に対する「有効性」	B	農地の適正利用が図られる。
事務事業内容の「効率性」	B	農地管理システムを活用し、日々の業務にあたっている。
実施に係る「緊急性」	X	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	農地パトロールの実施	回	11					
成果指標	遊休農地の解消	件	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1				
	違反転用農地の解消	件	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1				
	農地最適化活動日数	日	目標値	230	235	240	245	250
			実績値	225				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

遊休農地及び違反転用農地を耕作可能な農地に復旧するには、資金的にも労力的にも困難である。

課題 (若しくは「問題」等)

長年、遊休農地となっている農地は荒廃化が進んでおり、農地への復旧が困難な状況となっている。
また、違反転用を解消するには資金もかかるため、指導は行っているものの、なかなか解消には至らない。

改善改革(案)

遊休農地の解消については、耕作する農業者を探し、補助金等を活用しながら農地への再生を目指す。
違反転用については、解消に向けて障害となっている要素を再確認し、可能であれば追認による転用許可も視野に入れつつ、解消を目指す。

管理No.	0876-000	名称	農業委員会土地調整に関する事務	予算額 (参考)	677千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	農業委員会 事務局
-------	----------	----	-----------------	-------------	-------	------	----------	-----	-----------

【年間の業務】

- ・農地にかかる貸借、転用等の相談業務(適宜)
- ・違反転用への指導(適宜)
- ・耕作される見込みのなくなる耕作放棄地を防止するための農地パトロール(適宜、なお7月～12月は農地パトロール強化月間)
- ・人・農地プランへの実質化への参画
- ・矢巾町農業経営体連絡協議会の開催(年数回)

関係する根拠法令等

災害時優先度

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					農業委員会運営事務	農業委員会	事務局	照井和歌子
管理No.		0877-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
5-1-6 農地等の利用の最適化の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	農業委員、事務局職員
	受益者	町内の農地所有者、町内の農地耕作者
意図	農地法に基づく農地に関する案件(貸借、売買、転用等)について総会で審議を行い、意思決定を行うことで、優良農地の確保と有効利用を進める。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会総会(毎月実施)の開催 ・農業委員等の研修活動 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	農業委員会等に関する法律第3条により、市町村に農業委員会を置くことになっている。
成果に対する「有効性」	B	農地に関する案件について審議を行い、意思決定を行うことで、優良農地の確保と有効利用を進めることができる。
事務事業内容の「効率性」	B	事業費のほとんどは委員報酬であり、適切に使用されている。
実施に係る「緊急性」	A	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	総会にかかった議案件数	件	55					
	農地に関する相談会の開催回数	回	1					
成果指標	総会にかかった議案の許可件数	件	目標値	60	60	60	60	60
		実績値	55					
	農地に関する相談会の開催回数	回	目標値	1	1	1	1	1
		実績値	1					
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

農地等の利用の最適化、及び農地利用の集積・集約化を推進するために、農業委員会活動は重要である。農業委員の任期は3年間であり、委員のメンバーが変わったあとも引き続き適正な審議を行うため、新任委員の早急な育成が必要となる。

改善改革(案)

新任委員に対する研修を行い、サポート体制を整える。

管理No.	0877-000	名称	農業委員会運営事務	予算額 (参考)	9,470千円	必要人員	2.00/人・年	部署名	農業委員会 事務局
<p>毎月20日に農業委員会総会を開催し、農地法に基づく貸借・売買、農地転用案件への意見具申などを審議している。総会後には農業委員会全員協議会を開催し、農業委員へ様々な情報提供(農業委員会に関する事業、矢巾町農業委員会の活動)を行い、情報共有を行っています。</p> <p>また、農地に関すること以外にも農業者に対し経営や後継者育成へ役立つ情報となる全国農業新聞の普及活動や管内の農作業における標準賃金の設定も農業委員会で行っております。</p> <p>【年間の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月15日 農地移動あっせん会議及び運営委員会(5役会議) ・毎月20日 農業委員会総会及び全員協議会 ・農作業標準賃金の設定に係る協議(毎年2月～3月) ・全国農業新聞普及活動(適宜) 									
関係する根拠法令等						災害時優先度		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					農業者年金関係事務	農業委員会	事務局	照井和歌子
管理No.		0878-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
5-1-5 農業者年金の普及

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内の農業者
	受益者	町内の農業者年金加入者
意図	農業者年金を通じて農業者の老後生活の安定を確保することにつなげる。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金への加入推進 ・現況届のとりまとめ(記載内容の確認と指導) ・各種届出の事務処理 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	独立行政法人の宇郷社年金基本法第10条により、その業務の一部の委託を市町村が受けている。
成果に対する「有効性」	A	農業者の新規加入について推進活動を行い、2名の新規加入者があった。
事務事業内容の「効率性」	B	農業者年金業務委託手数料は、担当職員の給与や賃金、費用弁償、需用費、役務費等に適正に実施されている。
実施に係る「緊急性」	×	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	新規加入者数	人	3					
成果指標	農業者年金加入者数	人	目標値	23	25	27	29	30
			実績値	23				
	農業者年金加入推進等に係る各種広報活動回数	回	目標値	2	2	2	2	2
			実績値	3				
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の保険料が高い。(保険料は月額20,000円から67,000円の間でいつでも変更可能) ・保険料の国庫補助を受けられる対象範囲が狭い。

課題 (若しくは「問題」等)

<p>農業者の数が年々減少しており、農業者年金の加入・受給者数も減っている。</p> <p>農業者の多くが、将来への投資ではなく今現在の販売額を増やすといった現状の対応だけになっている場合が多く、その結果、農業者年金に加入しない。</p> <p>また、保険料の国庫補助(20,000円の保険料の半額補助)を受けるには、一定の要件を備えなければならず、国庫補助を受けずに通常加入した場合、月額20,000円からの保険料となり、負担が大きい。</p>

改善改革(案)

<p>認定農業者等の国庫補助対象者に対して農業委員とともに積極的に加入推進を行い、国庫補助を受けられる期間内に加入できるように取り組む。</p> <p>独立行政法人農業者年金基金に対し、保険料の引下げ等の要望を継続して行う。</p> <p>加入推進に係る広報活動(町広報、町HP、やはラヂ!)を適宜行い、農業者年金制度の周知を行う。</p>
--

管理No.	0878-000	名称	農業者年金関係事務	予算額 (参考)	1,207千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	農業委員会 事務局
<p>農業者年金は、平成14年1月1日以降新制度に切り替わり、現在は新旧二つの制度が同時進行しています。個人の利害関係が一生のものとなるため、加入者・受給者はもちろん、事務局内でも連絡を密の取りながら事業を進めなければなりません。特に、農地の権利移動について相談があった際には、相談者の受給状況や関連する手続きの有無について確認が必要です。</p> <p>【年間の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況届の取りまとめ(6月:受付及び取りまとめ、7月:農業者年金基金へ進達) ・農地相談会(8月)や秋祭りにおける農業者年金加入推進に係る広報活動 ・岩手県農業会議と共に行う農業者年金巡回相談会への対応(12月) ・各種届出の事務処理 ・経営移譲年金受給者の農地法第3条の再設定処理 ・農業者年金業務委託手数料の事務処理 ・新規加入の促進(戸別訪問等) 									
関係する根拠法令等						災害時優先度		概要説明資料	
独立行政法人農業者年金基金法									